第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、一般事業主が公表しなければならない、又は公表するよう努めなければならないとされている「女性の職業生活における活躍に関する情報」の公表に関する施策並びに一般事業主における女性活躍の推進及び職業生活と家庭生活の両立等に向けた各種取組を促進又は支援するための関連施策等を評価の対象とした。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(内閣・総務等担当) 平成30年3月から令和元年7月まで

3 評価の視点

本政策評価は、女性活躍を更に推進する観点から、事業者における①女性活躍 推進法に基づく取組及び②女性活躍の推進に関する取組の実施状況を把握すると ともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するため に実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 実地調査の実施

常用労働者数が300人前後の事業者(273事業者^(注1))を対象として、女性活躍推進法に基づく取組や女性活躍の推進に向けた取組の実施状況(取組内容やそのきっかけ、取組実施に当たって工夫又は苦慮した(している)点、取組の効果や課題など)等について実地調査を行い、その内容や効果等を把握した。

なお、本実地調査の結果については、平成31年3月8日に中間的に公表した(注2)。

- (注) 1 女性活躍の推進に積極的な事業者や、女性活躍を推進したいものの課題を抱えている事業者などを中心に、可能な限り産業(業種)の偏りが生じないよう、全国の事業者の中から幅広く調査対象事業者を選定した。
 - 2 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_190308.html 参照

(2) アンケート調査の実施

女性活躍推進法に基づく取組や女性活躍の推進に向けた各種取組による効果等を把握するため、次表のとおり、1万3,000事業者を対象にアンケート調査を実施した。

具体的には、常用労働者数 301 人以上の事業者(大企業)と 101 人以上 300 人以下の事業者(中小企業) それぞれについて、①女性採用比率、②一月当たりの平均残業時間、③平均継続勤務年数の男女差及び④女性管理職比率(以下、これ

ら4つの項目を「主要4項目」という。)等の傾向を把握した上で、常用労働者数301人以上の事業者に義務付けられている「女性の職業生活における活躍に関する情報」の公表(見える化)が、主要4項目等の指標の改善に効果を上げるものとなっているかなどについて把握・分析した。

また、法定以上の企業内制度(育児休業(以下「育休」という。)の取得期間延長等)やテレワークの導入など、両立支援を含む女性活躍の推進に関する各種取組の効果を把握・分析した。

本アンケート調査の結果については、平成30年9月10日に公表^(注)し、厚生労働省の労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)における女性活躍推進法の見直しの議論に資するため、同審議会の資料として活用されたところである。

(注) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180910.html 参照

なお、本アンケート調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施したものである。

表 アンケート調査の概要

企業規模 (常用労働者数)	配布数	回収数	回収率	有効回答数
101 人以上 300 人以下	8,000	1,610	20.1%	1, 296
301 人以上	5,000	884	17.7%	884
合 計	13,000	2, 494	19.2%	2, 180

⁽注) 当省から業務を委託した事業者が、調査対象企業に対して郵送により調査票を配布し、 郵送又はオンライン(インターネット経由)により回収

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成 29 年 11 月 13 日 政策評価計画
- ② 平成31年3月4日 調査の状況(政策評価の方向性)

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録は総務省ホームページで公開している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyoukashingikai.html)

また、本政策評価の政策効果を把握するための手法の検討に当たって、次のとおり、学識経験者、専門家等の協力を得た。

- ① 大学教授·准教授(労働経済学等)等(25人)
- ② 日本経済団体連合会、日本商工会議所等関係団体(14団体)
- ③ 国立大学法人東京大学大学院経済学研究科 (注)

(注)「総務省行政評価局と国立大学法人東京大学大学院経済学研究科との間における連携協力に関する覚書」(平成30年11月7日)に基づき、別途、複数の公的統計の調査票情報等を活用した上で、女性活躍の推進に関する政策効果の分析等を行うこととしている。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 男女共同参画白書(内閣府)
- ② 中小企業白書(中小企業庁)
- ③ 働く女性の実情(厚生労働省)
- ④ 女性活躍推進の取組好事例集~中小企業の優秀な人材確保のために~(厚生 労働省)
- (5 Introductory Econometrics: A Modern Approach (5th ed) (Jeffrey M. Wooldridge)